

別紙

諮問第1786号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「R〇.〇月からR〇.〇.〇までの人事課の発令通知、（人事異動の分）」の開示を求める本件開示請求に対し、警視総監が令和6年4月12日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は、適正かつ妥当である。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和6年10月11日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和8年4月2日に実施機関から理由説明書を收受し、同年5月27日（第240回第三部会）及び同年6月24日（第241回第三部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件一部開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対し、管理職以上の発令通知12件を特定し全部開示するとともに、別表に掲げる対象公文書1から12まで（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、それぞれ新所属等の発令内容欄（その一部）、氏名欄及び現所属欄に記録されている情報（以下、併せて「本件不開示情報」という。）について、条例7条2号、4号及び6号に該当するとして、これらを不開示とする本件一部開示決定を行った。

#### イ 発令通知について

実施機関によると、発令通知は、警視庁において警部相当職以上の警察職員の配置、昇任及び兼務等の人事異動の発令内容を、任命権者の意思として対象職員及び関係所属に対して伝達するための通知であり、管理職以上の職員に係る人事異動については、同通知をもって対外的に公表しているとのことである。

#### ウ 本件一部開示決定の妥当性について

審査請求人は、本件一部開示決定は、課長級の管理職に係る情報が不開示とされており、虚偽であるため全部開示するべきであるなどと主張する。

これに対して実施機関は、本件対象公文書は係長級の異動に関するものであり、非管理職の警察職員の異動に関する発令通知であって、本件対象公文書の不開示とした部分は、人事異動の発令によって所属等の変更があった警察職員の氏名及び職務上の身分に関する情報であり、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当すると説明する。そして、実施機関では、管理職にある警察職員の氏名については新聞の異動記事で公表されるなど慣行として公にしているが、その他の非管理職である警察職員の氏名については、慣行として公にしていないことから、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しない旨説明する。

審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件不開示情報には、警察職員の氏名のほか、異動前後の所属名等、身分の異動に係る具体的な情報が記載されており、これらは個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号本文に該当する。また、審査会が事務局をして確認させたところ、本件不開示情報に係る警察職員は、全て管理職ではないことが認められ、その異動に

係る情報が公にされた事実は認められず、公にされる予定もないとのことであった。

よって、本件不開示情報は条例7条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件不開示情報は、条例7条2号に該当し、同条4号及び6号該当性について判断するまでもなく、不開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ

別表

| 項番 | 本件対象公文書                                   |
|----|-------------------------------------------|
| 1  | 令和○年○月○日付中央人事（係長級）異動、令和○年○月○日付けのもの        |
| 2  | 令和○年○月○日付中央人事（係長級）異動、令和○年○月○日付けのもの        |
| 3  | 令和○年○月○日付係長級異動、令和○年○月○日付け、階級が主事のもの        |
| 4  | 令和○年○月○日付係長級異動、令和○年○月○日付け、任主事のもの          |
| 5  | 令和○年○月○日付係長級異動、令和○年○月○日付け、異動者が 29 名のもの    |
| 6  | 令和○年○月○日付係長級異動、令和○年○月○日付け、筆頭者が任警視のもの      |
| 7  | 令和○年○月○日付係長級異動、令和○年○月○日付け、任警視庁警部が含まれるもの   |
| 8  | 令和○年○月○日付係長級異動、令和○年○月○日付け、異動者が 9 名のもの     |
| 9  | 令和○年○月○日付係長級異動、令和○年○月○日付け、兼主事のもの          |
| 10 | 令和○年○月○日付係長級異動、令和○年○月○日付け、免主事のもの          |
| 11 | 令和○年○月○日付係長級異動、令和○年○月○日付け、任主事のもの          |
| 12 | 令和○年○月○日付中央人事（係長級）異動、令和○年○月○日付け、任警視庁警部のもの |